

第5章 ごみ処理事業

1. 概説	5 - 3
2. ごみ処理体系	
(1) 基本フロー	5 - 4
(2) 市収集（定期収集）ごみ処理フロー	5 - 4
(3) ごみ収集体系の推移	5 - 6
3. 一般家庭のごみ（市収集）	5 - 7
4. ごみ収集運搬業務委託導入の経過	
(1) 経過	5 - 10
(2) ごみ収集運搬業務委託業者	5 - 11
(3) ごみ収集運搬業務委託の推移	5 - 12
5. ごみ搬入量・処理量	5 - 16
6. 資源化量	5 - 20
7. ごみ種別組成の経年変化	
(1) 可燃ごみの物理組成の経年変化（重量%・WET基準）	5 - 21
(2) 不燃ごみの物理組成の経年変化（重量%・WET基準）	5 - 22
8. ひと声ふれあい収集	
(1) 高齢者及び障害者の定義	5 - 23
(2) 対象世帯	5 - 23
(3) 収集対象	5 - 23
(4) 収集方法	5 - 23
(5) 収集世帯数	5 - 23
9. ごみ散乱防止ネットの貸し出し	
(1) 貸与対象と貸与期間	5 - 24
(2) 貸与ネットの規格	5 - 24
(3) 貸与実績（累計）	5 - 24

1. 概 説

今日のように成熟した社会では、生産・消費様式も増加・多様化するとともにごみも増大し、処理困難なものも排出されるようになった。

処理体制も排出されたものを処理することから、ごみになるものを買わない、ごみを出さない、ごみになる前に資源化する循環型のシステムを作ることが大切であり、市民・事業者・各団体等との協力体制をとりながら、様々な事業等を検討していく。

現在の処理については、豊中市伊丹市クリーンランドで可燃物は焼却、不燃物及び再生資源はリサイクルプラザ(平成 24 年(2012 年)4 月稼動)に搬入後、不燃物は、鉄・アルミ等を機械選別し、プラスチック製容器包装、ガラスビン、空き缶・危険ごみ、ペットボトル、紙・布は、手選別を行い、資源の有効利用に努めている。

平成 5 年(1993 年)4 月から市の事業としてペットボトルの拠点回収を開始し、平成 9 年(1997 年)4 月には、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、飲料用紙パックを、紙・布(再生資源)での回収とした。ガラスビンについては、同年 10 月から市内の 2 分の 1 の地域を対象に収集を行い、平成 10 年(1998 年)10 月から、全市域での収集を行っている。

ペットボトルと白色食品トレーを除くその他のプラスチック製容器包装については、平成 13 年(2001 年)10 月から、市内全世帯の約 10% の世帯でモデル収集を開始し、平成 16 年(2004 年)4 月からは、市内全世帯の約 27% に拡大した。

平成 13 年(2001 年)4 月には、「家電リサイクル法」が施行され、エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機の 4 品目については、新たに収集運搬料金を設定した。出し間違い防止や、排出者責任、処理費用の公平性の観点から可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみと危険ごみを組みかえて、粗大ごみ収集区分を新設し、同年 10 月から、戸別申込制(無料)を開始し、平成 18 年(2006 年)10 月から、有料収集とした。

平成 12 年(2000 年)5 月から、直営定期収集ごみ量の約 10% のごみ(可燃ごみ・ガラスビン)収集の民間委託を実施した。また、平成 16 年(2004 年)4 月から、委託による収集運搬業務の対象を全ごみ種とし、市内全世帯の約 20% に拡大した。その後、平成 19 年度(2007 年度)から、市内全世帯の約 30% に、平成 24 年度(2012 年度)から、市内全世帯の約 40% に拡大している。また、平成 26 年度(2014 年度)から官民による役割分担の考え方を取り入れ、新しい収集運搬体制の整備を始め、平成 29 年度(2017 年度)にごみ種別委託(可燃・不燃・粗大ごみは委託、その他再生資源は直営)の市内全世帯完全実施に移行し、令和 4 年度(2022 年度)から、「ガラスビン」を「BIN」に名称変更するとともに、市内全域で BIN 収集の民間委託を開始した。

平成 19 年(2007 年)7 月から、高齢者や障害者等の在宅生活を支援するため、戸別訪問収集と安否確認を行う「ひと声ふれあい収集」を開始した。

平成 24 年(2012 年)4 月から、プラスチック製容器包装の収集を市内全世帯に拡大し、容器包装を除くプラスチック類やゴム・皮革類を可燃ごみとして収集し、新たに空き缶、ペットボトルの収集区分を新設した。危険ごみ(スプレー缶)の申込み制廃止(空き缶と同じ収集区分)。ガラスビンの対象品目の拡大など新しい分別収集を開始した。

新分別拡大に際して、平成 23 年度(2011 年度)から、地域・自治会への出前講座による分別周知や、小学校等における環境学習の取組みの強化を図っている。

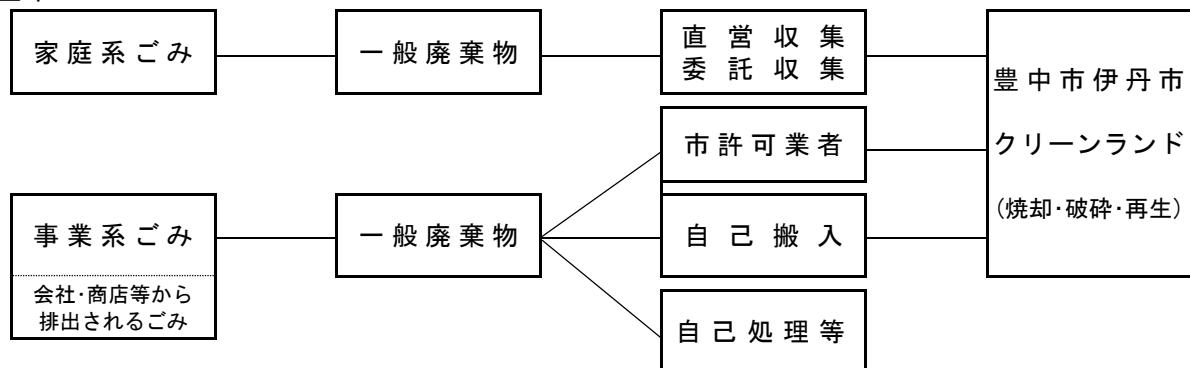
平成 27 年(2015 年)9 月に「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の一部を改正し、翌年 4 月から市並びに市から収集又は運搬の委託を受けた者及び再生資源集団回収登録行商者以外の者が、所定の集積所等から再生資源や粗大ごみを無断で持ち去る行為を禁止することとした。

平成 28 年(2016 年)1 月から「小型家電リサイクル法」に基づき、市内に回収ボックスを設置し、携帯電話やデジタルカメラといった使用済小型家電の回収を開始した。

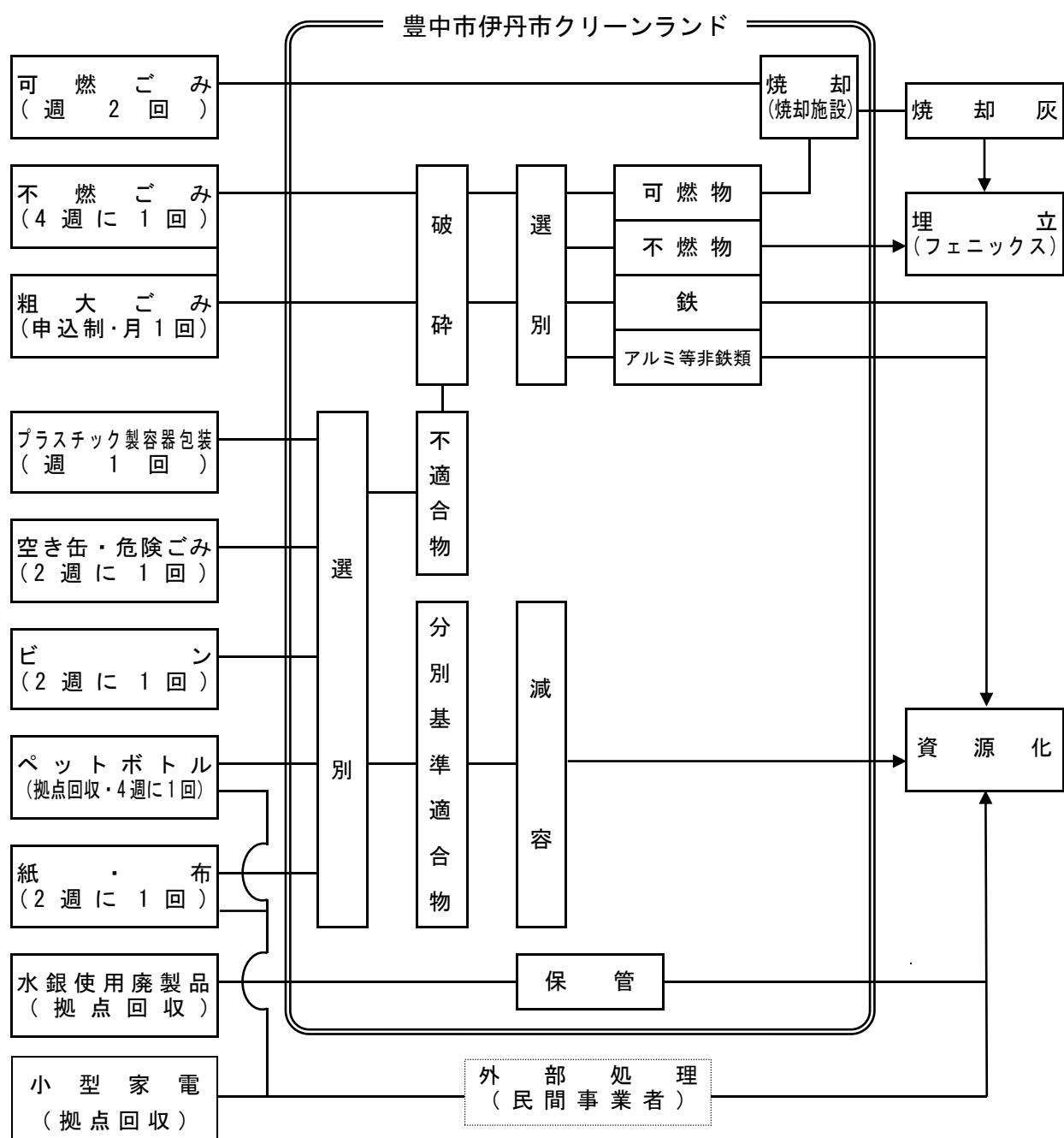
また、地球規模での水銀汚染防止をめざす「水銀に関する水俣条約」が採択されたことを受け平成 29 年(2017 年)7 月から蛍光管、体温計、血圧計及び電池類の拠点回収を開始した。

2. ごみ処理体系

(1) 基本フロー



(2) 市収集（定期収集）ごみ処理フロー

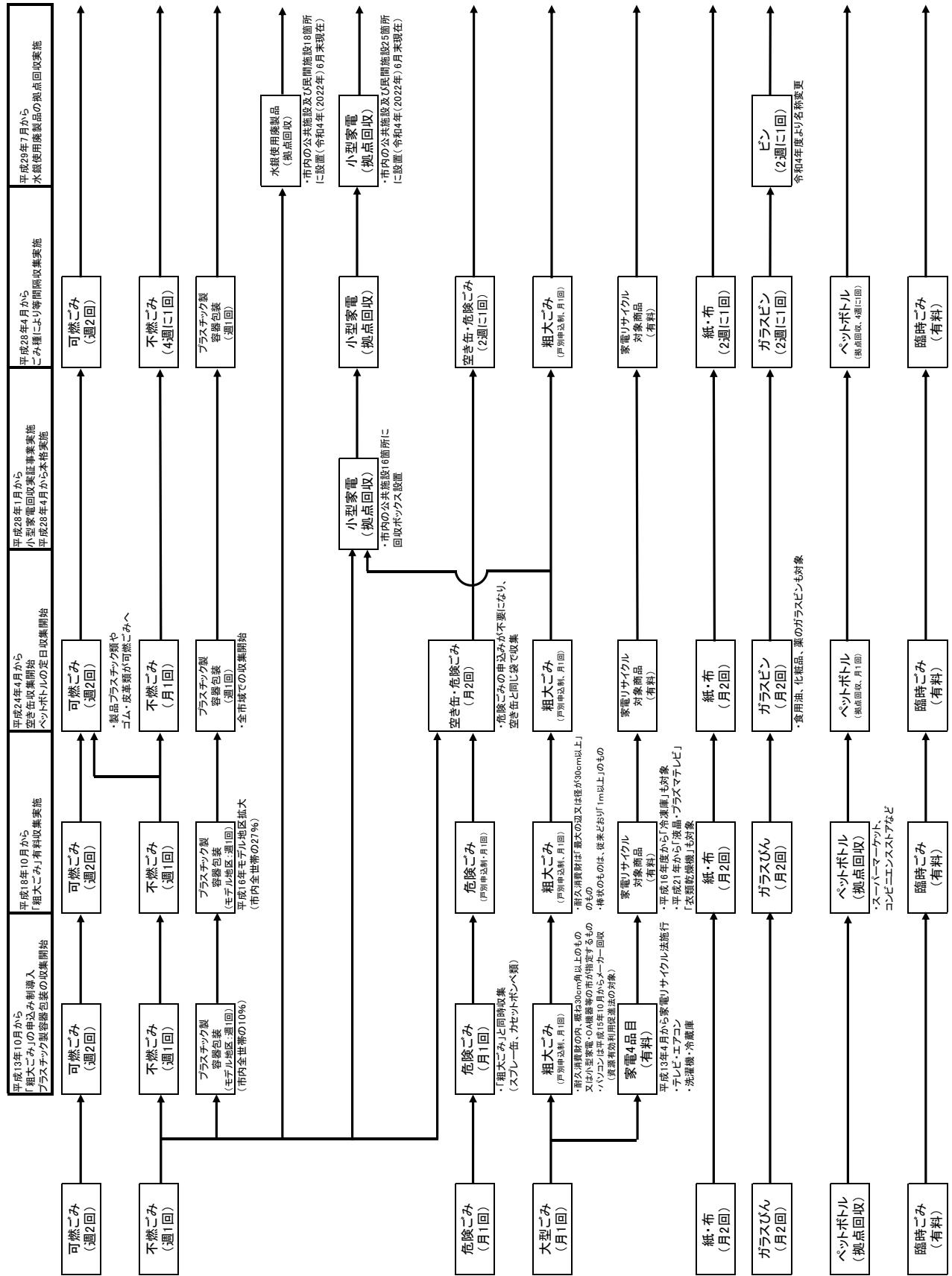


<参考>

廃棄物処理関係法令の変遷

和暦	西暦	法 令 等 の 概 要
明治 33 年	1900 年	汚物掃除法 (汚物(し尿、ごみ)を行政サービスとして市、特定の町村が処理)
昭和 29 年	1954 年	清掃法 (処理主体を全国の市町村に拡大)
昭和 42 年	1967 年	(公害対策基本法)
昭和 45 年	1970 年	廃棄物処理法 (産業廃棄物の処理責任の明確化)
平成 3 年	1991 年	再生資源利用促進法 (資源リサイクル法) 廃棄物処理法改正 〔「排出抑制」「再生利用」等の減量化を位置づけ マニフェスト制度(産業廃棄物管理票)の導入 等〕
平成 4 年	1992 年	(国連環境開発会議(地球サミット))
平成 5 年	1993 年	(環境基本法)
平成 7 年	1995 年	容器包装リサイクル法 〔平成 9 年度からガラスびん、ペットボトルについて再商品化義務付け 平成 12 年度から紙製・プラスチック製容器包装について義務付け〕
平成 9 年	1997 年	廃棄物処理法改正 〔廃棄物の再生利用認定制度の新設 生活環境影響調査の実施、関係住民・市町村からの意見聴取など 施設の設置手続きの明確化 不法投棄対策の強化〕
平成 10 年	1998 年	家電リサイクル法 〔平成 13 年度からテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンについて再商品化義務付け〕
平成 11 年	1999 年	ダイオキシン類対策特別措置法
平成 12 年	2000 年	循環型社会形成推進基本法 廃棄物処理法改正 再生資源利用促進法改正 (平成 15 年 10 月からパソコンについて再商品化義務付け) 建築工事資材資源化法 (建設リサイクル法) 食品循環資源再生利用促進法 (食品リサイクル法) 国等環境物品調達推進法 (グリーン購入法)
平成 13 年	2001 年	PCB 廃棄物適正処理推進特別措置法 フロン回収破壊法
平成 14 年	2002 年	自動車リサイクル法
平成 15 年	2003 年	廃棄物処理法改正 特定産業廃棄物起因支障除去特別措置法
平成 16 年	2004 年	廃棄物処理法改正
平成 17 年	2005 年	廃棄物処理法改正
平成 18 年	2006 年	容器包装リサイクル法改正 フロン回収破壊法改正
平成 19 年	2007 年	食品循環資源再生利用促進法 (食品リサイクル法)改正
平成 21 年	2009 年	家電リサイクル法改正
平成 23 年	2011 年	廃棄物処理法改正
平成 25 年	2013 年	小型家電リサイクル法
平成 27 年	2015 年	水銀による環境の汚染の防止に関する法律
平成 29 年	2017 年	廃棄物処理法改正
令和元年	2019 年	食品ロス削減推進法
令和 3 年	2021 年	プラスチック資源循環促進法

(3) ゴミ収集体系の推移



3. 一般家庭のごみ（市収集）

<平成 30 年度(2018 年度)>

- ① 可燃ごみ…台所ごみ、紙おむつ、プラスチック製容器包装以外の製品プラスチック類、革製品、ゴム製品など。週 2 回収集。
- ② 不燃ごみ…金属、ガラス、陶器類など。4 週に 1 回収集。
- ③ 粗大ごみ…電気機械器具は最大辺が 30 cm 以上のもの、電気機械器具以外のものは市指定ごみ袋 45 リットルに入りきらないもの。月 1 回収集(要申込み、有料)。
- ④ 危険ごみ…スプレー缶、カセット式ガスボンベなど。2 週に 1 回収集。
- ⑤ 紙・布…新聞、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、古着など。2 週に 1 回収集。
- ⑥ ガラスビン…飲料用、食料用、調味料用、食用油、化粧品、薬のガラスビン。2 週に 1 回収集。
- ⑦ ペットボトル…飲料用、調味料用、酒類用のペットボトル。4 週に 1 回収集及び拠点回収。
- ⑧ プラスチック製容器包装…ペットボトル以外のプラスチック製の容器や包装。週 1 回収集。
- ⑨ 空き缶…飲料用、食料用、調味料用のスチール缶・アルミ缶。2 週に 1 回収集。
- ⑩ 小型家電…携帯電話、ノートパソコン、高品位品及び中品位品の小型電子機器など。拠点回収。
(平成 31 年(2019 年)3 月現在 18 箇所の拠点回収)
- ⑪ 水銀使用廃製品…蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計、電池類など。拠点回収。
(平成 31 年(2019 年)3 月現在 9 箇所の拠点回収)
- ⑫ 臨時(引越し・葉刈りなど)の多量ごみ…申込みにより有料収集(粗大ごみの品目(粗大ごみ手数料の 1.5 倍)と重量制(10kg までごとに 170 円))。

<令和元年度(2019 年度)>

- ① 可燃ごみ…台所ごみ、紙おむつ、プラスチック製容器包装以外の製品プラスチック類、革製品、ゴム製品など。週 2 回収集。
- ② 不燃ごみ…金属、ガラス、陶器類など。4 週に 1 回収集。
- ③ 粗大ごみ…電気機械器具は最大辺が 30 cm 以上のもの、電気機械器具以外のものは市指定ごみ袋 45 リットルに入りきらないもの。月 1 回収集(要申込み、有料)。
- ④ 危険ごみ…スプレー缶、カセット式ガスボンベなど。2 週に 1 回収集。
- ⑤ 紙・布…新聞、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、古着など。2 週に 1 回収集。
- ⑥ ガラスビン…飲料用、食料用、調味料用、食用油、化粧品、薬のガラスビン。2 週に 1 回収集。
- ⑦ ペットボトル…飲料用、調味料用、酒類用のペットボトル。4 週に 1 回収集及び拠点回収。
- ⑧ プラスチック製容器包装…ペットボトル以外のプラスチック製の容器や包装。週 1 回収集。
- ⑨ 空き缶…飲料用、食料用、調味料用のスチール缶・アルミ缶。2 週に 1 回収集。
- ⑩ 小型家電…携帯電話、ノートパソコン、高品位品及び中品位品の小型電子機器など。拠点回収。
(令和 2 年(2020 年)3 月現在 22 箇所の拠点回収)
- ⑪ 水銀使用廃製品…蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計、電池類など。拠点回収。
(令和 2 年(2020 年)3 月現在 15 箇所の拠点回収)
- ⑫ 臨時(引越し・葉刈りなど)の多量ごみ…申込みにより有料収集(粗大ごみの品目(粗大ごみ手数料の 1.5 倍)と重量制(10kg までごとに 170 円))。

<令和 2 年度(2020 年度)>

- ① 可燃ごみ…台所ごみ、紙おむつ、プラスチック製容器包装以外の製品プラスチック類、革製品、ゴム製品など。週 2 回収集。
- ② 不燃ごみ…金属、ガラス、陶器類など。4 週に 1 回収集。
- ③ 粗大ごみ…電気機械器具は最大辺が 30 cm 以上のもの、電気機械器具以外のものは市指定ごみ袋 45 リットルに入りきらないもの。月 1 回収集(要申込み、有料)。
- ④ 危険ごみ…スプレー缶、カセット式ガスボンベなど。2 週に 1 回収集。

【充電式電池、ボタン電池 令和3年（2021年）2月から回収開始】

- ⑤ 紙・布…新聞、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、古着など。2週に1回収集。
- ⑥ ガラスビン…飲料用、食料用、調味料用、食用油、化粧品、薬のガラスビン。2週に1回収集。
- ⑦ ペットボトル…飲料用、調味料用、酒類用のペットボトル。4週に1回収集及び拠点回収。
- ⑧ プラスチック製容器包装…ペットボトル以外のプラスチック製の容器や包装。週1回収集。
- ⑨ 空き缶…飲料用、食料用、調味料用のスチール缶・アルミ缶。2週に1回収集。
- ⑩ 小型家電…携帯電話、ノートパソコン、高品位品及び中品位品の小型電子機器など。拠点回収。
(令和3年(2021年)3月末現在 24箇所の拠点回収)
- ⑪ 水銀使用廃製品…蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計、電池類など。拠点回収。
(令和3年(2021年)3月末現在 17箇所の拠点回収)
- ⑫ 臨時(引越し・葉刈りなど)の多量ごみ…申込みにより有料収集(粗大ごみの品目(粗大ごみ手数料の1.5倍)と重量制(10kgまでごとに170円))。

＜令和3年度(2021年度)＞

- ① 可燃ごみ…台所ごみ、紙おむつ、プラスチック製容器包装以外の製品プラスチック類、革製品、ゴム製品など。週2回収集。
- ② 不燃ごみ…金属、ガラス、陶器類など。4週に1回収集。
- ③ 粗大ごみ…電気機械器具は最大辺が30cm以上のもの、電気機械器具以外のものは市指定ごみ袋45リットルに入りきらないもの。月1回収集(要申込み、有料)。
- ④ 危険ごみ…スプレー缶、カセット式ガスボンベなど。2週に1回収集。

【充電式電池、ボタン電池 令和3年（2021年）2月から回収開始】

- ⑤ 紙・布…新聞、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、古着など。2週に1回収集。
- ⑥ ガラスビン…飲料用、食料用、調味料用、食用油、化粧品、薬のガラスビン。2週に1回収集。
- ⑦ ペットボトル…飲料用、調味料用、酒類用のペットボトル。4週に1回収集及び拠点回収。
- ⑧ プラスチック製容器包装…ペットボトル以外のプラスチック製の容器や包装。週1回収集。
- ⑨ 空き缶…飲料用、食料用、調味料用のスチール缶・アルミ缶。2週に1回収集。
- ⑩ 小型家電…携帯電話、ノートパソコン、高品位品及び中品位品の小型電子機器など。拠点回収。
(令和4年(2022年)3月末現在 25箇所の拠点回収)
- ⑪ 水銀使用廃製品…蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計、電池類など。拠点回収。
(令和4年(2022年)3月末現在 18箇所の拠点回収)
- ⑫ 臨時(引越し・葉刈りなど)の多量ごみ…申込みにより有料収集(粗大ごみの品目(粗大ごみ手数料の1.5倍)と重量制(10kgまでごとに170円))。

＜令和4年度(2022年度)＞

- ① 可燃ごみ…台所ごみ、紙おむつ、プラスチック製容器包装以外の製品プラスチック類、革製品、ゴム製品など。週2回収集。
- ② 不燃ごみ…金属、ガラス、陶器類など。4週に1回収集。
- ③ 粗大ごみ…電気機械器具は最大辺が30cm以上のもの、電気機械器具以外のものは市指定ごみ袋45リットルに入りきらないもの。月1回収集(要申込み、有料)。
- ④ 危険ごみ…スプレー缶、カセット式ガスボンベなど。2週に1回収集。

【充電式電池、ボタン電池 令和3年（2021年）2月から回収開始】

- ⑤ 紙・布…新聞、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、古着など。2週に1回収集。
- ⑥ ビン…飲料用、食料用、調味料用、食用油、化粧品、薬のビン。2週に1回収集。
- ⑦ ペットボトル…飲料用、調味料用、酒類用のペットボトル。4週に1回収集及び拠点回収。
- ⑧ プラスチック製容器包装…ペットボトル以外のプラスチック製の容器や包装。週1回収集。
- ⑨ 空き缶…飲料用、食料用、調味料用のスチール缶・アルミ缶。2週に1回収集。

- ⑩ 小型家電…携帯電話、ノートパソコン、高品位品及び中品位品の小型電子機器など。拠点回収。
(令和5年(2023年)3月末現在 25箇所の拠点回収)
- ⑪ 水銀使用廃製品…蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計、電池類など。拠点回収。
(令和5年(2023年)3月末現在 19箇所の拠点回収)
- ⑫ 臨時(引越し・葉刈りなど)の多量ごみ…申込みにより有料収集(粗大ごみの品目(粗大ごみ手数料の1.5倍)と重量制(10kgまでごとに170円))

4. ごみ収集運搬業務委託導入の経過

(1) 経過

- ① 豊中市行財政改革大綱・行財政改革第1期実施計画に基づき、平成12年度(2000年度)から直営定期収集ごみ量の約10%のごみ(可燃ごみ・ガラスびん)の収集を委託する。
- ア 収集計画量
可燃ごみ 9,342トン、ガラスびん 173トン、合計 9,515トン
※平成10年度(1998年度)実績(98,800トン)の9.6%(約10%)
- イ 収集対象地区は、北部業務課(現:家庭ごみ事業課)区域の新千里東町、新千里西町、新千里北町、上新田
- ウ 平成12年度(2000年度)についての可燃ごみ収集は、新千里東町、新千里西町(フォルム千里(600世帯)を除く)、新千里南町、新千里北町の当初計画区域の3分の2の世帯で実施した。
- ② 行財政改革第2期実施計画に基づき、平成16年度(2004年度)からごみ収集運搬業務委託の考え方を、従来のごみ量に占める割合から、市内全世帯に占める世帯割合(約20%)とした。
- ③ 平成16年度(2004年度)から、委託収集運搬の対象を全ごみ種とした。
- ④ 行財政再建計画に基づき、平成19年度(2007年度)から市内南部地区の約10%を新たに委託収集地区に加え、市内全世帯の約30%に拡大した。
- ⑤ 行財政再建計画に基づき、平成24年度(2012年度)から市内約10%の地区を新たに委託収集地区に加え、市内全世帯の約40%に拡大した。
- ⑥ 新・行財政改革プランに基づき、官民の役割分担並びにセーフティネット(市内全域を市職員が収集に携わる)の考え方から、平成29年度(2017年度)から市内全地区をごみ種別(可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ)委託に完全移行することとし、平成26年度(2014年度)から市内約26%の地区から一部実施。
- ⑦ 平成29年度(2017年度)からごみ種別(可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ)委託を市内全地区で完全実施。
- ⑧ 令和4年度(2022年度)からは、「ガラスビン」を「BIN」に名称変更するとともに、ごみ種別委託品目に追加。

(2) ごみ収集運搬業務委託業者

(令和5年(2023年)4月1日現在)

区域	対象地区	対象ごみ種	委託業者
第1区	新千里北町、新千里西町、新千里東町、寺内、東寺内町、東泉丘、西泉丘、服部緑地	可燃ごみ 不燃ごみ	(株) 石原産業
第2区	緑丘、西緑丘、北緑丘、少路、旭丘、広田町、長興寺北、長興寺南、曾根東町、曾根南町、利倉東	可燃ごみ 不燃ごみ	ミザック(株)
第3区	上新田、中桜塚、南桜塚、岡町、夕日丘	可燃ごみ 不燃ごみ	(株) 石原産業
第4区	石橋麻田町、清風荘、待兼山町、柴原町、刀根山、刀根山元町、螢池北町、螢池中町、螢池東町、螢池西町、立花町、末広町、岡町北、岡町南、山ノ上町、宝山町、曾根西町、原田元町、箕輪、走井、勝部、原田西町、原田中、原田南、利倉、利倉西、南空港町	可燃ごみ 不燃ごみ	泉興業(株)
第5区	新千里南町、東豊中町、城山町、服部元町、服部本町、若竹町、北条町、浜、小曾根	可燃ごみ 不燃ごみ	米田産業(株)
第6区	宮山町、永楽荘、桜の町、上野西、穂積、野田町、稻津町、豊南町東、豊南町西、豊南町南、三国、神州町、三和町	可燃ごみ 不燃ごみ	ミザック(株)
第7区	上野坂、上野東、熊野町、栗ヶ丘町、赤阪1丁目、服部豊町、服部西町、服部南町、服部寿町、上津島、今在家町	可燃ごみ 不燃ごみ	(株) 上原産業
第8区	春日町、向丘、島江町、二葉町、大島町、庄本町	可燃ごみ 不燃ごみ	泉興業(株)
第9区	千里園、本町、岡上の町、北桜塚、日出町、庄内東町、庄内西町、庄内幸町、庄内栄町、庄内宝町、名神口	可燃ごみ 不燃ごみ	エアーポート企業(株)
第10区	玉井町、螢池南町、大黒町、千成町	可燃ごみ 不燃ごみ	(有) 村田衛生
粗大区	市内全域	粗大ごみ	(株) 石原産業
ビン区	市内全域	ビン	(有) アール環境

(3) ごみ収集運搬業務委託の推移

① (平成 12 年度(2000 年度)から平成 25 年度(2013 年度))

委託地区名	ごみ種	平成 12 年度	平成 13 年度 ～ 平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
第 1 区	可燃	(株)石原産業	(株)石原産業	(株)石原産業	豊中環境整備(株)	豊中環境整備(株)
	紙・布	直営	直営	(株)石原産業		
	プラス容器	一	一	(株)石原産業		
	不燃	直営	直営	(株)石原産業		
	粗大・危険	直営	直営	(株)石原産業		
	ガラスびん	米田産業(株)	米田産業(株)	米田産業(株)		
第 2 区	可燃	豊中環境整備(株)	豊中環境整備(株)	豊中環境整備(株)	(株)石原産業	(株)石原産業
	紙・布	直営	直営	豊中環境整備(株)		
	プラス容器	一	一	豊中環境整備(株)		
	不燃	直営	直営	(株)石原産業		
	粗大・危険	直営	直営	(株)石原産業		
	ガラスびん	米田産業(株)	米田産業(株)	米田産業(株)		
第 3 区	可燃	直営	豊中環境整備(株)	豊中環境整備(株)	(株)石原産業	(株)石原産業
	紙・布	直営	直営	豊中環境整備(株)		
	プラス容器	一	直営	豊中環境整備(株)		
	不燃	直営	直営	(株)石原産業		
	粗大・危険	直営	直営	(株)石原産業		
	ガラスびん	米田産業(株)	米田産業(株)	米田産業(株)		
第 4 区	全ごみ種	直営	直営	豊中環境整備(株)	豊中環境整備(株)	豊中環境整備(株)
第 5 区	全ごみ種	直営	直営	(株)鍵本産業(株)	(株)鍵本産業(株)	(株)鍵本産業(株)
第 6 区	全ごみ種	直営	直営	直営	直営	直営
第 7 区	全ごみ種	直営	直営	直営	直営	直営
第 8 区	全ごみ種	直営	直営	直営	直営	直営
第 9 区	全ごみ種	直営	直営	直営	直営	直営
第 10 区	全ごみ種	直営	直営	直営	直営	直営
第 11 区	全ごみ種	直営	直営	直営	直営	直営

※1. 委託するごみ種の内、臨時ごみ(直営)は除く。

2. 4 区・5 区のプラスチック製容器包装のモデル収集地区は、平成 16 年度(2004 年度)から実施

3. 6 区・7 区はプラスチック製容器包装のモデル収集地区なし。

4. プラスチック製容器包装は、平成 24 年度(2012 年度)から全市域で収集

委託地区名	ごみ種	平成 19 年度 ～ 平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 ～ 平成 23 年度	平成 24 年度 ～ 平成 25 年度
第 1 区	全ごみ種	豊中環境整備(株)	豊中環境整備(株)	(株)石原産業	(株)石原産業
第 2 区	全ごみ種	(株)石原産業	(株)石原産業	豊中環境整備(株)	豊中環境整備(株)
第 3 区	全ごみ種	(株)石原産業	(株)石原産業	(株)石原産業	(株)石原産業
第 4 区	全ごみ種	豊中環境整備(株)	泉興業(株)	泉興業(株)	泉興業(株)
第 5 区	全ごみ種	鍵本産業(株)	鍵本産業(株)	鍵本産業(株)	鍵本産業(株)
第 6 区	全ごみ種	米田産業(株)	米田産業(株)	米田産業(株)	米田産業(株)
第 7 区	全ごみ種	泉興業(株)	泉興業(株)	泉興業(株)	泉興業(株)
第 8 区	全ごみ種	エアーポート企業(株)	エアーポート企業(株)	エアーポート企業(株)	エアーポート企業(株)
第 9 区	全ごみ種	直営	直営	直営	エアーポート企業(株)
第 10 区	全ごみ種	直営	直営	直営	米田産業(株)
第 11 区	全ごみ種	直営	直営	直営	鍵本産業(株)

- ※1. 委託するごみ種の内、臨時ごみ(直営)は除く。
- 2. 4区・5区のプラスチック製容器包装のモデル収集地区は、平成 16 年度(2004 年度)から実施
- 3. 6区・7区はプラスチック製容器包装のモデル収集地区なし。
- 4. プラスチック製容器包装は、平成 24 年度(2012 年度)から全市域で収集

② (平成 26 年度(2014 年度)から)

委託地区名	ごみ種	平成 26 年度～ 平成 27 年度	平成 28 年度
第 1 区	可燃	(株) 石原産業	(株) 石原産業
	不燃		直営
	その他		直営
第 2 区	可燃	豊中環境整備 (株)	柾木工業 (株)
	不燃		直営
	その他		直営
第 3 区	可燃	(株) 石原産業	(株) 石原産業
	不燃		直営
	その他		直営
第 4 区	可燃	※柾木工業 (株)	
	不燃	直営	
	その他	直営	
第 5 区	可燃	鍵本産業 (株)	鍵本産業 (株)
	不燃		直営
	その他		直営
第 6 区	全ごみ種	米田産業 (株)	
第 7 区	全ごみ種	泉興業 (株)	
第 8 区	全ごみ種	エアーポート企業 (株)	
第 9 区	全ごみ種	エアーポート企業 (株)	
第 10 区	全ごみ種	米田産業 (株)	
第 11 区	全ごみ種	鍵本産業 (株)	
第 12 区	可燃	鍵本産業 (株)	鍵本産業 (株)
	不燃		直営
	その他		直営
第 13 区	可燃	泉興業 (株)	泉興業 (株)
	不燃		直営
	その他		直営
第 14 区	可燃	(有) アール環境	(有) アール環境
	不燃		直営
	その他		直営

③ (平成 29 年度 (2017 年度) から)

委託地区名	ごみ種	平成 29 年度 ～ 令和 3 年度
第 1 区	可燃	(株) 石原産業
	不燃	
	その他	
第 2 区	可燃	※ミザック (株)
	不燃	
	その他	
第 3 区	可燃	(株) 石原産業
	不燃	
	その他	
第 4 区	可燃	泉興業 (株)
	不燃	
	その他	
第 5 区	可燃	米田産業 (株)
	不燃	
	その他	
第 6 区	可燃	※ミザック (株)
	不燃	
	その他	
第 7 区	可燃	(株) 上原産業
	不燃	
	その他	
第 8 区 (18,640 人)	可燃	泉興業 (株)
	不燃	
	その他	
第 9 区 (45,566 人)	可燃	エアーポート企業 (株)
	不燃	
	その他	
第 10 区 (5,953 人)	可燃	(有) 村田衛生
	不燃	
	その他	

※令和元年(2019 年度)10 月から柾木工業株式会社からミザック株式会社に社名変更

※全ごみ種には粗大ごみ含む。

④<粗大ごみ>(平成 28 年度(2016 年度)から)

委託地区名	平成 28 年度	平成 29 年度 ～ 令和 3 年度
粗大区 随契粗大区を 除く市内全域		(株) 石原産業
随契粗大区 粗大区を 除く市内全域		(株) 石原産業

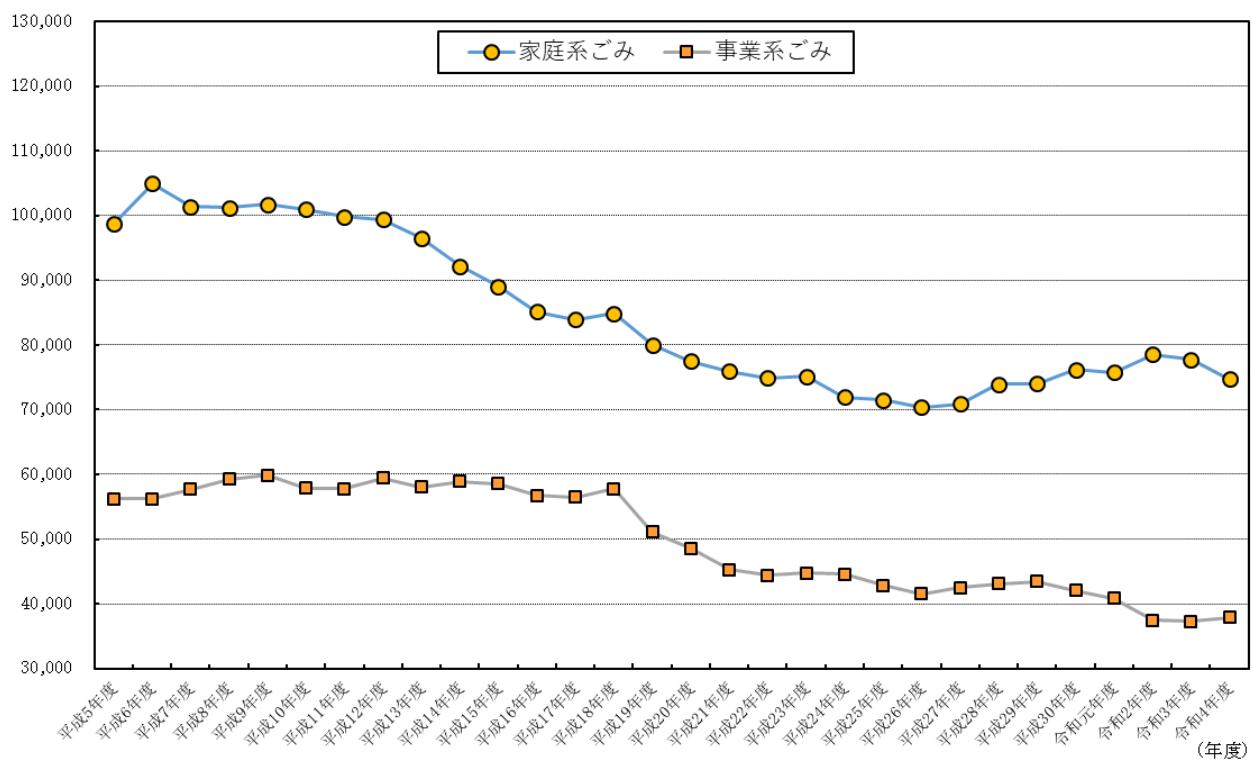
⑤(令和 4 年度 (2022 年度) から)

第 1 区	可燃	(株) 石原産業
	不燃	
	その他	
第 2 区	可燃	ミザック (株)
	不燃	
	その他	
第 3 区	可燃	(株) 石原産業
	不燃	
	その他	
第 4 区	可燃	泉興業 (株)
	不燃	
	その他	
第 5 区	可燃	米田産業 (株)
	不燃	
	その他	
第 6 区	可燃	ミザック (株)
	不燃	
	その他	
第 7 区	可燃	(株) 上原産業
	不燃	
	その他	
第 8 区	可燃	泉興業 (株)
	不燃	
	その他	
第 9 区	可燃	エアーポート企業 (株)
	不燃	
	その他	
第 10 区	可燃	(有) 村田衛生
	不燃	
	その他	
粗大区	粗大	(株) 石原産業
ビン区	ビン	(有) アール環境

- ※1. 委託するごみ種の内、臨時ごみ(直営)は除く。
- 2. 平成 26 年度(2014 年度)からごみ種別(可燃・不燃)委託を一部実施し、平成 28 年度(2016 年度)から、ごみ種別としての委託を粗大ごみについても開始。平成 29 年度(2017 年度)から、可燃・不燃・粗大ごみは市内全域委託
- 3. 令和 4 年度 (2022 年度) からビンを市内全域委託

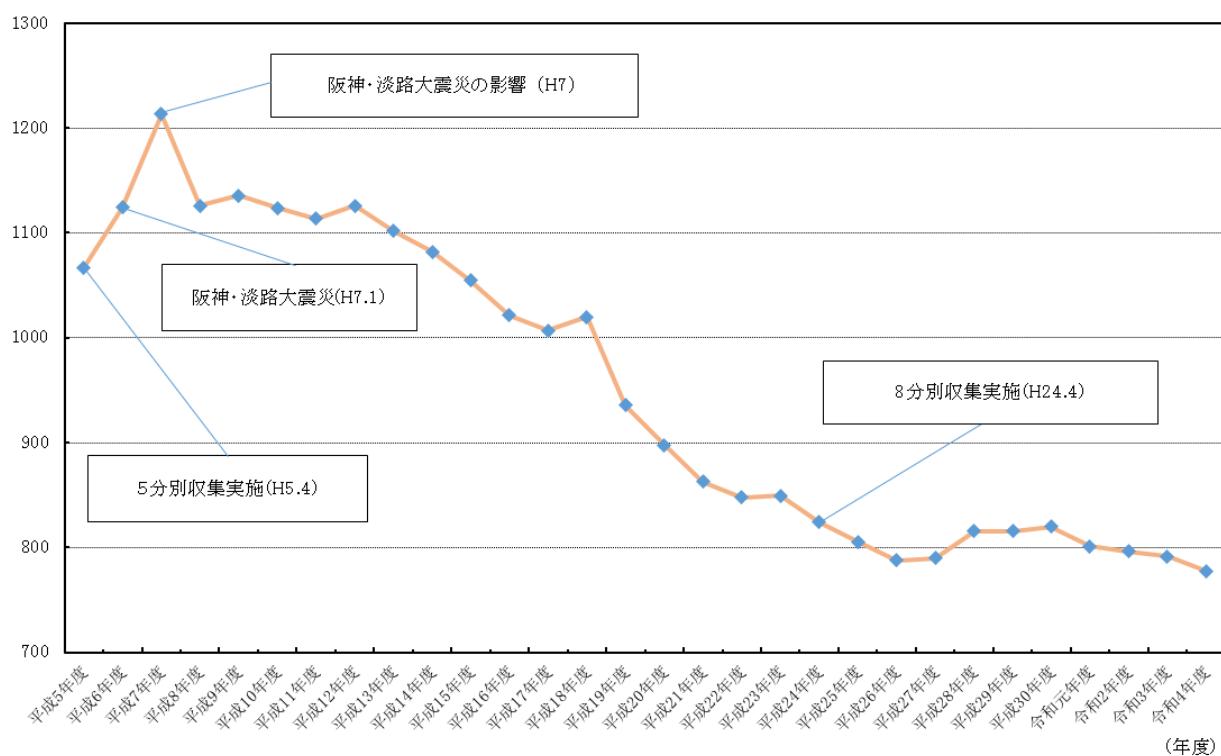
(トン)

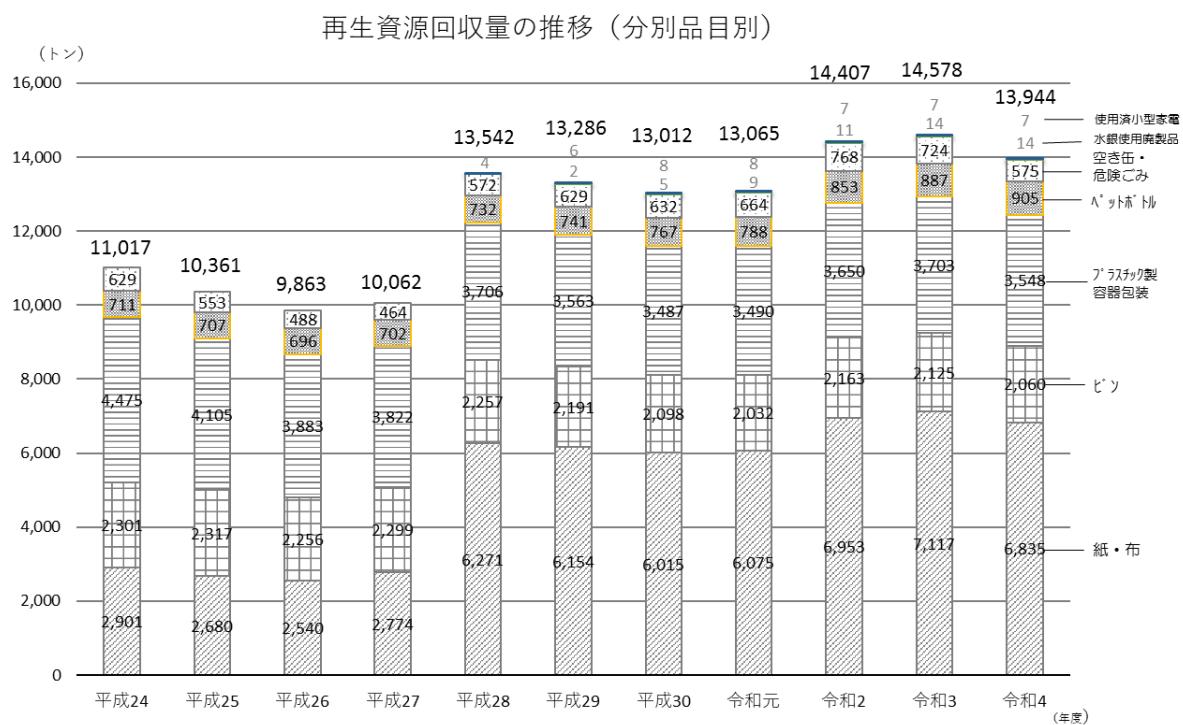
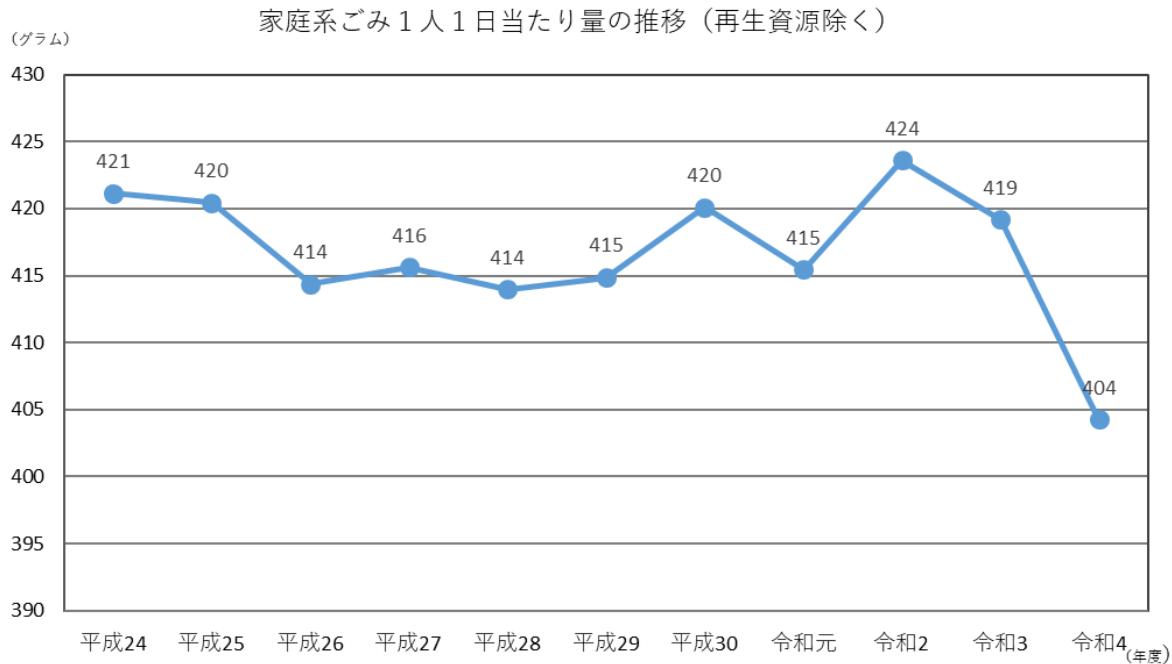
家庭系・事業系ごみ量の推移



(g/人/日)

1人1日当たりのごみ総量の推移





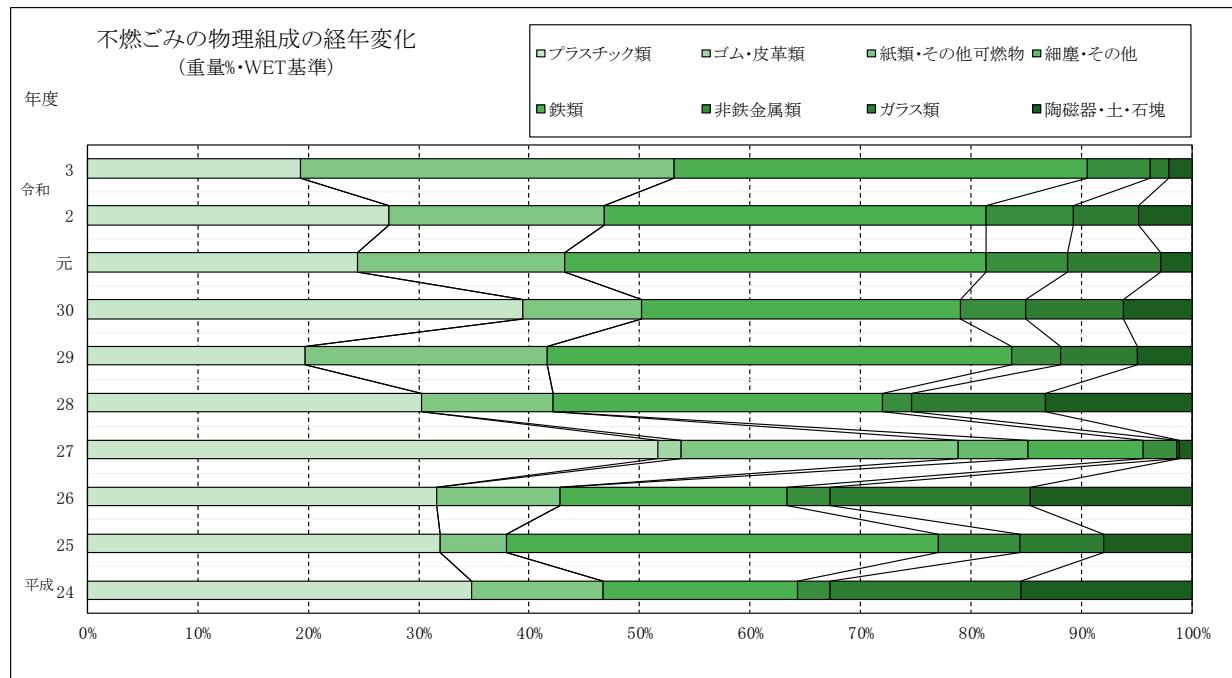
※1. 家庭系ごみの再生資源回収量（集団回収を除く。）

※2. 品目ごとの値は四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

- ・紙・布 平成5年度（1993年度）から分別収集実施
- ・ビン 平成9年（1997年）10月から市内1/2の地域で分別収集を実施するとともに大規模集合住宅を対象に大型回収容器を設置（平成28年度（2016年度）をもって終了）
- ・プラスチック容器包装 平成10年（1998年）10月から市内全域で分別収集実施
- ・紙・布 平成13年（2001年）10月から16,000世帯（市内の約10%）のモデル地区で分別収集実施
- ・ビン 平成16年度（2004年度）から44,000世帯（市内の約27%）にモデル地区を拡大
- ・プラスチック容器包装 平成24年度（2012年度）から市内全域で分別収集実施
- ・紙・布 平成4年（1992年度）10月から大阪府のモデル事業として実施
- ・ビン 平成5年度（1993年度）から市の事業として拠点回収を実施
- ・プラスチック容器包装 平成9年度（1997年度）から収集量を把握
- ・紙・布 平成24年度（2012年度）から分別収集実施
- ・ビン 平成24年度（2012年度）から分別収集実施
- ・紙・布 平成28年（2016年）1月から環境省の実証事業として実施
- ・ビン 平成28年度（2016年度）から拠点回収本格実施
- ・紙・布 平成29年（2017年）7月から拠点回収実施
- ・ビン
- ・空き缶・危険ごみ
- ・使用済小型家電
- ・水銀使用廃製品

(2) 不燃ごみの物理組成の経年変化(重量%・WET基準)

年度		平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	平成 元 年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度
可 燃 物	プラスチック類	34.8	31.9	31.6	51.7	30.3	19.7	39.4	24.5	27.250	19.250
	ゴム・皮革類	0.0	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.000	0.000
	紙類・その他可燃物	11.9	6.1	11.2	25.0	11.9	22.0	10.8	18.8	19.525	33.900
	細塵・その他	0.0	0.0	0.0	6.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.000	0.000
可燃物 計		46.7	38.0	42.8	85.2	42.2	41.7	50.3	43.3	46.775	53.150
不 燃 物	鉄類	17.6	39.0	20.5	10.4	29.8	42.1	28.9	38.2	34.550	37.350
	非鉄金属類	2.9	7.4	4.0	3.1	2.6	4.4	5.9	7.4	7.950	5.775
	ガラス類	17.3	7.6	18.1	0.2	12.2	7.0	8.8	8.5	5.875	1.625
	陶磁器・土・石塊	15.5	8.0	14.6	1.1	13.2	4.9	6.2	2.8	4.850	2.100
不燃物 計		53.3	62.0	57.2	14.8	57.8	58.4	49.8	56.8	53.225	46.850
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.000	100.000



8. ひと声ふれあい収集 (※事業開始：平成 19 年(2007 年)7 月)

高齢者や障害者の方々の在宅生活を支援することを目的として、家庭から排出されるごみや再生資源をごみステーション(ごみ集積所)に持ち出すことが困難な世帯に対して、決まった曜日・時間帯に訪問し、ごみ等の戸別収集を実施し、併せて、高齢者や障害者の方々への声かけによるコミュニケーションを図り、異常察知や安否確認を行う。

(1) 高齢者及び障害者の定義

- ① 高齢者：65 歳以上の介護サービスを受けている方
- ② 障害者：身体障害者手帳、養育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

(2) 対象世帯

市内に居住する下記要件のいずれかに該当する世帯で、世帯構成員が家庭系ごみ等をごみステーションまで持ち出せない世帯とする。ただし、近隣の方や親族（同居者）等の協力を受けることができる対象世帯や特別養護老人ホームなどの福祉施設に入居(所)の世帯は除く。

<対象要件>

- | |
|-----------------------------|
| ①要介護度 2 以上の認定を受けた高齢者の世帯 |
| ②障害の程度が 1 級または 2 級の身体障害者の世帯 |
| ③障害の程度が A の知的障害者の世帯 |
| ④障害の程度が 1 級の精神障害者の世帯 |

(3) 収集対象

「可燃ごみ」「不燃ごみ」「プラスチック製容器包装」「ペットボトル」「空き缶・危険ごみ」「ビン」「紙・布」「粗大ごみ」に分別されたごみや再生資源を収集対象としている。また、粗大ごみは、家庭ごみ事業課への事前申込みが必要である。なお、粗大ごみは有料収集である。

(4) 収集方法

戸別(高層住宅を含む)に訪問し、玄関口で収集する。なお、粗大ごみの場合で、玄関口まで持ち出せない場合は、申し出により屋内から持ち出す。

(5) 収集世帯数

(各年度末現在)

年度	申請世帯数	収集世帯数	実施後取下げ数
平成 30 年度	152	422 (297)	146
令和元年度	129	427 (289)	124
令和 2 年度	135	433 (286)	129
令和 3 年度	173	481 (300)	125
令和 4 年度	168	485 (282)	164

※収集世帯数の()内数値は、声かけ実施世帯数

9. ごみ散乱防止ネットの貸し出し (※事業開始：平成 19 年(2007 年)9 月)

ごみのステーション(集積所)収集の促進、ごみステーションの適正管理及びその清潔保持並びに生活環境の保全を図ることを目的として、ごみ散乱防止ネットを貸与する。

(1) 貸与対象と貸与期間(※平成 27 年(2015 年)10 月 1 日要綱改定)

貸与対象…おおむね 6 世帯以上のごみステーション

貸与期間…ネットを破損したときや必要としなくなったとき等まで

(2) 貸与ネットの規格

(大) 縦 3 メートル、横 4 メートル、メッシュ幅 4 ミリメートル

(小) 縦 2 メートル、横 3 メートル、メッシュ幅 4 ミリメートル

(3) 貸与実績

(各年度末現在)

年度		新規	交換/追加	計
平成 30 年度	貸与件数 (件)	241	171	412
	貸与枚数 (枚)	266	186	452
令和元年度	貸与件数 (件)	154	169	323
	貸与枚数 (枚)	168	181	349
令和 2 年度	貸与件数 (件)	150	155	305
	貸与枚数 (枚)	174	192	366
令和 3 年度	貸与件数 (件)	144	202	346
	貸与枚数 (枚)	158	245	403
令和 4 年度	貸与件数 (件)	139	210	349
	貸与枚数 (枚)	158	253	411